

旭川医科大学建設コンサルタント選定委員会要項の一部を改正する要項を次のとおり定める。

(令和8年4月15日学長裁定)

旭川医科大学建設コンサルタント選定委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学建設コンサルタント選定委員会要項（令和元年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>(略)</p> <p>第3 審査委員会の構成</p> <p>(1) 審査委員会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>委員長 事務局次長 <u>(財務・病院担当)</u></p> <p>委員 財務課長</p> <p>委員 施設課長</p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要項は、令和8年4月15日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和8年4月1日付け人事異動にて業務担当の変更が生じたため。</p> | <p>(略)</p> <p>第3 審査委員会の構成</p> <p>(1) 審査委員会の構成は、次のとおりとする。</p> <p>委員長 事務局次長 <u>(総務・教務担当)</u></p> <p>委員 財務課長</p> <p>委員 施設課長</p> <p>(略)</p> |